

南部・東部地域振興対策特別委員会記録

開催日時 平成28年3月9日(水) 10:33~10:51

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

田中 惟允 副委員長

亀田 忠彦 委員

岡 史朗 委員

松尾 勇臣 委員

太田 敦 委員

山本 進章 委員

国中 憲治 委員

秋本登志嗣 委員

欠席委員 1名

川口 正志 委員長

出席理事者 辻本 南部東部振興監

福谷 農林部長

加藤 県土マネジメント部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 2月定例県議会追加提出予定議案について

<質疑応答>

○田中副委員長 それでは、ただいまの説明について質疑があればご発言願います。なお、質疑はただいま説明のありました案件に限らせていただきますので、ご了承願います。

○岡委員 2点、お尋ねしたいと思います。

1点目は、契約変更の中であった道路整備に係るところで、国道309号丹生バイパスの工事の件での増額変更です。あらあら説明は聞いておるのですけれども、私が思いますことは、説明の中で、ざっと1,500万円ほどのプラスの支出が発生したということですね。その内容は何かというと、工事が2カ月余りおくれたことによる工事事業者に対する補償ということで、人件費その他で約1,500万円ほど払わなければならなくなったというように聞いております。いろいろ事情はあったと思うのですけれども、工事をする前

には、事前の準備がきちんとされて、工事が始まってからトラブルが起こってこういう増額変更をしなければならないということは、私は、全くないとは言いませんけれども、基本的にはないように日ごろから努力するのが行政の仕事ではないかと思うのです。その辺、会計について、状況について、もう少し説明をお願いしたいというのが1点です。

それともう一つ、契約の増額変更の中で2つともあったように、労務単価の上昇という話が出ております。これは国の政策で、国土交通省が地方に対して労務単価の引き上げを指示しておりますので、当然、やむを得ないものだと思うのですが、気になるのは、先般、どなたかが本会議で質問されていましたが、そのことがきちんと労務単価に反映してるのかどうかというチェックです。その辺は県としてされておられるのかどうか。そのことについてお尋ねしたいと思います。

○森本県土マネジメント部道路政策官（道路建設課長事務取扱） 道路事業にかかる請負契約の変更についてご質問がありました。金額としては1億円余りの増額なのですが、このうち、インフレスライドの増額が7,000万円と、ほかに、今、委員からご説明のあった工事中止に伴う人件費であったり、仮事務所の維持費等で1,500万円の増額となっております。

背景としては、トンネル本体工事とは別に、トンネルのヤードを設置するための道路を迂回させる工事を別途発注しておりました。その発注に当たっては、事前に地元の区長、役員に説明させていただき、了解をいただいて発注したのですが、工事に入る段になって、環境対策、安全対策で近隣の住民の方から反対があり、その調整に時間を要したことでおくれが生じました。

そのため、切りかえ工事が終わって4月からトンネル工事の仮設工事にかかる予定だったのですが、それがかかれないうことで、4月1日から工事を一時中止し、切りかえ工事ができた6月20日に工事を再開したというのが経緯です。計80日の工事の中止命令を出したということです。

○加藤県土マネジメント部長 請負業者において労務者の皆様方にどのような賃金が支払われているのかを確認しているのかというお尋ねがありました。

昨日の質問でもあったかと思いますが、公契約条例を県で定めております。この条例に基づく特定の工事については、定期的に労務者に対してどのような賃金が支払われているのかを確認することになっております。その中で、最低賃金が十分に払われているのか、あるいは社会保険等についてきちんと加入をしているのかということについてはチ

チェックをする仕組みはあるのですけれども、請負業者において、労務者の方々に具体的に幾ら支払われたかを確認する手続というのは、今のところない状況になっています。

○岡委員 2点目の話からですが、これはお願いしたいと思えますけれども、民の給与に関する話ですので、官がそこに深く立ち入っていくら上げたとか、どうしろなどという話は、確かに法的な根拠もなかなかありませんので難しいとは思いますが。ただ、私が心配するのは、国がそこまで、こうやって自動的にというのですか、国の指導で労務単価を上げて工事代金を払っているのですから、それがきちんと効果たらしめてるのかどうかという、何らかのチェック体制っていうのですか、聞き取り体制でも結構ですけれども、平均賃金が、今まで大体労務単価がこうだったものが、うちの会社は今回このように変わりましたなどというアンケートをとるぐらい、何かそういう調査は一回してもらいたい。これから公契約、県の仕事で労務単価を上げてお願いした場合には、そういうことも後から聞き取るようなこともぜひやってもらいたい。強制はできないのはわかりますけれども、現状がどう変わっているのかは、我々、非常に気になります。この件に関しても、結構大きい金額が補正されてると思えます。今後、そういうことでお願いしたいと思えます。これも要望で結構ですので、後、またやってください。

それと、最初の質問ですけれども、私も事前にいろいろ聞いていますので、詳しいことはもう避けませんが、結論から申し上げますと、この件に関しては、1,500万円の税金を払わなくて済んだはずであろうものが払わなければならなくなったという事実だけがあるわけですね。これが業者の責任なのか自治会の責任なのか、県の行政の責任なのか。また、こういうことが起こった場合の処置がきちんと契約に基づいたものなのかどうかということも気になります。

そこで、1つ聞きたいことは、今回、これだけのものを払ったということは、事前にそういう契約的なものがあったのかどうかです。こういう状況が発生した場合には、その分について損害賠償するという意味の契約があったのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○森本県土マネジメント部道路政策官（道路建設課長事務取扱） 業者と我々が結んだ契約書の第20条に、工事を一時中止させた場合において、増加費用が必要としたときは負担しなければならないという文言があります。それに基づいて今回は払いました。以上です。

○岡委員 最後にしますけれども、今回の教訓をしっかりと受けとめていただき、今後、事

前にしっかりと、特に土地の買収や地域との調整が絡むような事業は、念には念を入れて、きちんと事前の調査をやりきった上で業者に仕事をお願いするということを心がけてもらうことをお願いし、質問を終わります。

○太田委員 岡委員から労務単価のことを取り上げていただいたので、私からもお尋ねしたいと思います。

労務単価の引き上げについては、公契約条例で最低賃金が支払われているかどうかということとあわせて、きのうも少し紹介したのですけれども、下限設定を設けている公契約条例もあるということで、18の自治体で取り組まれているということです。そういった条例についての調査は行われているのでしょうか。その点についてお伺いします。

○加藤県土マネジメント部長 公契約条例について、直接所管をしていないため、詳細を把握していませんので、この場でお答えできかねます。申しわけございません。

○太田委員 議案として、労務単価の引き上げが上がっている以上、その労務単価が本当に請負をされているところの現場の労働者にまで反映されているかどうかは、この審議の一つの大きな対象になってくるのではないかと思っております。その点、所管は違うということですが、議案として上がっている以上は、そういうこともぜひ検討していただきたいということをお願いしておきます。以上です。

○田中副委員長 ほかにご質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかになければ、これもちまして質疑を終わります。

これで、本日の委員会を終わります。